

○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例

昭和29年6月30日

条 例 第 2 7 号

(目的)

第1条 この条例は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条第4項の規定に基づき、警察署の名称、位置及び管轄区域を定めることを目的とする。

(警察署の名称、位置及び管轄区域)

第2条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
山 口 県 岩 国 警 察 署	岩 国 市	岩国市、玖珂郡
山 口 県 柳 井 警 察 署	柳 井 市	柳井市、大島郡、熊毛郡
山 口 県 光 警 察 署	光 市	光市、周南市のうち新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、熊毛中央町、呼坂本町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、清光台町、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、夢ヶ丘一丁目、夢ヶ丘二丁目、夢ヶ丘三丁目、夢ヶ丘四丁目、夢ヶ丘五丁目、大字清尾、大字樋口、大字原、大字呼坂、大字奥関屋、大字大河内、大字中村、大字安田、大字小松原、大字八代
山 口 県 下 松 警 察 署	下 松 市	下松市
山 口 県 周 南 警 察 署	周 南 市	周南市（山口県光警察署の管轄区域を除く。）
山 口 県 防 府 警 察 署	防 府 市	防府市
山 口 県 山 口 警 察 署	山 口 市	山口市（山口県山口南警察署の管轄区域を除く。）
山 口 県 山 口 南 警 察 署	山 口 市	山口市のうち小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡前田町、

		小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、小郡円座西町、小郡円座東町、小郡尾崎町、小郡山手上町、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡光が丘、小郡かぜの丘、小郡令和一丁目、小郡令和二丁目、小郡令和三丁目、小郡明治一丁目、小郡明治二丁目、小郡大正町、小郡長谷一丁目、小郡東津一丁目、小郡東津二丁目、小郡昭和町、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、秋穂東、秋穂西、阿知須
山 口 県 宇 部 警 察 署	宇 部 市	宇部市（山口県山陽小野田警察署の管轄区域を除く。）
山口県山陽小野田警察署	山 陽 小 野 田 市	宇部市のうち大字東須恵（公安委員会が定める区域に限る。）、山陽小野田市
山 口 県 小 串 警 察 署	下 関 市	下関市のうち豊浦町豊洋台一丁目、豊浦町豊洋台二丁目、豊浦町豊洋台三丁目、豊浦町豊洋台新町、豊浦町大字宇賀、豊浦町大字小串、豊浦町大字川棚、豊浦町大字厚母郷、豊浦町大字黒井、豊浦町大字吉永、豊浦町大字涌田後地、豊浦町大字室津下、豊浦町大字室津上、豊北町大字神田上、豊北町大字矢玉、豊北町大字角島、豊北町大字神田、豊北町大字阿川、豊北町大字栗野、豊北町大字滝部、豊北町大字北宇賀、豊北町大字田耕
山 口 県 美 祢 警 察 署	美 祢 市	美祢市
山 口 県 長 門 警 察 署	長 門 市	長門市

山 口 県 萩 警 察 署	萩 市	萩市、阿武郡
山 口 県 下 関 警 察 署	下 関 市	下関市（山口県小串警察署及び山口県長府警察署の管轄区域を除く。）
山 口 県 長 府 警 察 署	下 関 市	下関市のうち前田一丁目、前田二丁目、長府高場町、長府向田町、長府浜浦町、長府浜浦南町、長府野久留米町、長府外浦町、長府黒門東町、長府黒門南町、長府羽衣町、長府松原町、長府新松原町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府南之町、長府惣社町、長府古江小路町、長府中浜町、長府土居の内町、長府中之町、長府金屋町、長府金屋浜町、長府宮の内町、長府逢坂町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、長府紺屋町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府珠の浦町、長府三島町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府印内町、長府前八幡町、長府八幡町、長府古城町、長府中六波町、長府豊浦町、長府中尾町、長府豊城町、長府満珠町、長府四王司町、長府新四王司町、長府港町、長府江下町、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田東町、長府松小田西町、長府松小田南町、長府松小田北町、長府扇町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、千鳥ヶ丘町、長府羽衣南町、長府日の出町、ゆめタウン、長府満珠新町、長府黒門町、長府浜浦西町、亀浜町、千鳥浜町、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三

		丁目、王司南町、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、東観音町、西観音町、員光町一丁目、員光町二丁目、員光町三丁目、員光町四丁目、清末陣屋、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、清末五毛一丁目、清末本町、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末中町三丁目、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、赤池町、清末大門、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、清末東町一丁目、清末東町二丁目、清末東町三丁目、清末東町四丁目、清末東町五丁目、清末東町六丁目、小月駅前一丁目、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、小月公園町、小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月市原町、小月幸町、小月宮の町、小月京泊、小月西の台、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月南町、小月高雄町、工領開作、木屋川一丁目、木屋川二丁目、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四
--	--	---

		丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、菊川町大字轡井、菊川町大字道市、菊川町大字縦ノ木、菊川町大字東中山、菊川町大字西中山、菊川町大字上保木、菊川町大字下保木、菊川町大字下大野、菊川町大字上大野、菊川町大字田部、菊川町大字上田部、菊川町大字七見、菊川町大字下岡枝、菊川町大字上岡枝、菊川町大字吉賀、菊川町大字檜崎、菊川町大字久野、菊川町大字貴飯、菊川町大字日新、豊田町大字杓路子、豊田町大字殿居、豊田町大字佐野、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字金道、豊田町大字宇内、豊田町大字八道、豊田町大字鷹子、豊田町大字浮石、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字大河内、豊田町大字殿敷、豊田町大字檜原、豊田町大字西市、豊田町大字矢田、豊田町大字庭田、豊田町大字中村、豊田町大字稲光、豊田町大字日野、豊田町大字高山、豊田町大字萩原、豊田町大字手洗、豊田町大字東長野、豊田町大字西長野、豊田町大字城戸、豊田町大字江良、豊田町大字阿座上、大字前田、大字高畑、大字豊浦村、大字松小田、大字才川、大字宇部、大字神田、大字山田、大字員光、大字清末、大字阿内、大字小月町、大字宇津井、大字松屋、大字吉田、大字吉田地方、大字内日上、大字内日下、大字植田
--	--	---

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安

委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則 (昭和29年9月24日条例第47号)

この条例は、町の設置に伴う改正部分についてはその設置の日から、村の市への編入に伴う改正部分についてはその編入の日から施行する。

附 則 (昭和29年12月21日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。但し阿武町の設置に伴う改正部分については、昭和30年1月1日から施行する。

附 則 (昭和30年2月18日条例第4号)

この条例は、阿武郡三見村、大井村、六島村及び見島村の萩市編入の日から施行する。

附 則 (昭和30年4月8日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、町村の設置に伴う改正部分についてはその設置の日から、村の市への編入及び村の一部区域の町への編入に伴う改正部分についてはその編入の日から適用する。

附 則 (昭和30年6月28日条例第31号)

この条例は、玖珂郡美川村の設置の日から施行する。

付 則 (昭和30年10月25日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年11月1日から適用する。

付 則 (昭和30年11月11日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年11月1日から適用する。

付 則 (昭和31年7月3日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。

付 則 (昭和31年10月5日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。

付 則 (昭和31年11月7日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年11月3日から適用する。

付 則 (昭和34年9月28日条例第41号)

この条例は、昭和34年12月1日から施行する。

付 則 (昭和34年9月28日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年4月9日条例第19号)

この条例は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則 (昭和40年12月28日条例第58号)

この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和45年10月6日都濃郡新南町を市とすることに伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔昭和45年規則第52号で昭和45年11月1日から施行〕

附 則 （昭和45年12月25日条例第58号熊毛郡大和村を町とすることに伴う関係条例の整理に関する条例1条による改正附則）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔昭和46年規則第1号で昭和46年1月15日から施行〕

附 則 （昭和46年3月18日条例第5号玖珂郡大畠村を町とすることに伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔昭和46年規則第13号で昭和46年4月1日から施行〕

附 則 （昭和48年3月30日条例第10号玖珂郡和木村を町とすることに伴う関係条例の整理に関する条例2条による改正附則）

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔昭和48年規則第15号で昭和48年4月1日から施行〕

附 則 （昭和52年12月23日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和53年10月11日条例第33号）

この条例は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 （昭和54年7月11日条例第26号）

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 （昭和55年7月5日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和55年12月23日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年10月16日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和57年12月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和58年3月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和58年7月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和59年3月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和60年3月26日条例第1号行政事務の簡素合理化に伴う関係条例の整備等に関する条例66条による改正附則抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月25日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月24日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月29日条例第15号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月21日条例第19号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日条例第44号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日条例第15号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第13号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第17号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月16日条例第18号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月21日条例第44号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第21号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第5号市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例6条による改正附則)
この条例は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年7月8日条例第49号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月23日条例第4号町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則)
この条例は、規則で定める日から施行する。
〔平成16年規則第61号で平成16年10月1日から施行〕

附 則 (平成16年6月29日条例第33号光市及び熊毛郡大和町を廃しその区域をもって光市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例1条による改正附則)
この条例は、規則で定める日から施行する。
〔平成16年規則第65号で平成16年10月4日から施行〕

附 則 (平成16年6月29日条例第34号厚狭郡楠町を廃しその区域を宇部市の区域に編入することに伴う

関係条例の整理に関する条例2条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成16年規則第66号で平成16年11月1日から施行]

附 則 (平成16年10月1日条例第40号下関市並びに豊浦郡菊川町、豊田町、豊浦町及び豊北町を廃しその区域をもって下関市を置くに伴う関係条例の整理に関する条例5条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成16年規則第82号で平成17年2月13日から施行]

[平成16年規則第82号で平成17年2月13日から施行]

附 則 (平成16年10月1日条例第41号萩市並びに阿武郡川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村を廃しその区域をもって萩市を置くに伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成16年規則第83号で平成17年3月6日から施行]

附 則 (平成16年10月1日条例第42号長門市並びに大津郡三隅町、日置町及び油谷町を廃しその区域をもって長門市を置くに伴う関係条例の整理に関する条例4条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成16年規則第84号で平成17年3月22日から施行]

附 則 (平成16年12月21日条例第46号柳井市及び玖珂郡大島町を廃しその区域をもって柳井市を置くに伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成17年規則第7号で平成17年2月21日から施行]

附 則 (平成16年12月21日条例第47号小野田市及び厚狭郡山陽町を廃しその区域をもって山陽小野田市を置くに伴う関係条例の整理に関する条例4条による改正附則)

この条例は、規則で定める日から施行する。

[平成17年規則第8号で平成17年3月22日から施行]

附 則 (平成17年3月18日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(警察署協議会の委員に関する特例)
- 2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県本郷警察署協議会、山口県平生警察署協議会、山口県小野田警察署協議会又は山口県阿東警察署協議会の委員である者のうちから、それぞれ山口県岩国警察署協議会、山口県光警察署協議会、山口県宇部警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員を委嘱することができる。この場合において、山口県岩国警察署協議会、山口県光警察署協議会、山口県宇部警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例(平成13年山口県条例第2号)第4条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県岩国警察署協議会、山口県光警察署協議会、山口県宇部警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員の

定数とする。

- 3 前項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。

附 則 (平成17年7月12日条例第51号山口市、佐波郡徳地町並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町を廃しその区域をもって山口市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例4条による改正附則)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日条例第52号岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃しその区域をもって岩国市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例6条による改正附則)

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日条例第92号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の表山口県防府警察署の項から山口県小郡警察署の項までの改正規定（山口県小郡警察署の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(警察署協議会の委員に関する特例)

- 2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県柳井警察署協議会、山口県周南西警察署協議会、山口県防府警察署協議会又は山口県下関水上警察署協議会の委員である者のうちから、それぞれ山口県岩国警察署協議会、山口県周南警察署協議会、山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。この場合において、山口県岩国警察署協議会、山口県周南警察署協議会、山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例（平成13年山口県条例第2号）第4条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県岩国警察署協議会、山口県周南警察署協議会、山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員の定数とする。

- 3 前項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則 (平成18年7月11日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月13日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(警察署協議会の委員に関する特例)

- 2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県豊田警察署協議会、山口県阿東警察署協議会、山口県江崎警察署協議会又は山口県長府警察署協議会の

委員である者のうちから、それぞれ山口県長府警察署協議会、山口県山口警察署協議会、山口県萩警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。

- 3 前項の場合において、山口県長府警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例（平成13年山口県条例第2号）第4条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県長府警察署協議会又は山口県萩警察署協議会の委員の定数とする。
- 4 第2項の場合において、山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成18年山口県条例第29号）附則第2項後段の規定による定数を超えるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県山口警察署協議会又は山口県下関警察署協議会の委員の定数とする。
- 5 第2項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則 （平成19年7月10日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年10月12日市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例3条による改正附則）

この条例は、平成20年3月21日から施行する。

附 則 （平成20年3月18日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の表山口県光警察署の項の改正規定 公布の日
 - (2) 第2条の表山口県山口警察署の項及び山口県小郡警察署の項の改正規定 平成20年5月12日（警察署協議会の委員に関する特例）
- 2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県彦島警察署協議会の委員である者のうちから、山口県下関警察署協議会の委員を委嘱することができる。
- 3 前項の場合において、山口県下関警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例（平成13年山口県条例第2号）第4条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、山口県下関警察署協議会の委員の定数とする。
- 4 第2項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年5月31日までとする。

附 則 （平成20年7月8日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年3月17日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(警察署協議会の委員に関する特例)
- 2 公安委員会は、この条例の施行の日の前日において現に山口県大島警察署協議会、山口県岩国西警察署協議会、山口県平生警察署協議会又は山口県厚狭警察署協議会の委員である者のうちから、それぞれ山口県柳井警察署協議会、山口県岩国警察署協議会、山口県柳井警察署協議会又は山口県山陽小野田警察署協議会の委員を委嘱することができる。
- 3 前項の場合において、山口県岩国警察署協議会、山口県柳井警察署協議会又は山口県山陽小野田警察署協議会の委員である者の数が警察署協議会条例（平成13年山口県条例第2号）第4条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって、それぞれ山口県岩国警察署協議会、山口県柳井警察署協議会又は山口県山陽小野田警察署協議会の委員の定数とする。
- 4 第2項の規定により委嘱される委員の任期は、警察署協議会条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年5月31日までとする。

附 則 （平成21年10月13日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年12月22日条例第55号市町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例4条による改正附則）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成22年規則第3号で平成22年1月16日から施行〕

附 則 （平成22年10月12日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成23年7月12日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年7月10日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年7月2日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年7月2日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和3年7月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和4年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和7年7月8日条例第42号）